

データ科学基盤システム利用規約

情報統合本部長

2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、組織規程別表2(第6条)に基づき、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)情報統合本部が整備・運営している研究情報システム基盤(データ科学基盤システム)(以下「本システム」という。)の利用・運用について、及び「情報統合本部が提供する情報システムサービスに関する規程」(令和2年規程第247号)第6条に規定する必要な事項及び利用資格の詳細を定めるものである。

(利用目的)

第2条 本システムは、研究所がその使命とする科学技術研究等の推進と発展のために設置し、研究に関わるデータの保存・公開やその解析を主要な目的とする。

2 本システムの利用者は、その目的を十分に認識し、目的に合致する研究の遂行に努めること。

(利用方法とプロジェクト申込)

第3条 本システムは利用者にテナントを提供し、利用者はテナントを構築し利用する。

2 本システムを利用しようとする者は、情報統合本部情報システム部長(以下「部長」という。)の定める運用実施手順(以下、「手順」という。)に基づき、プロジェクトとその支払責任者を定めなければならない。

3 支払責任者は部長に所定の利用申込みを行うものとする。

(利用資格)

第4条 利用者はプロジェクトの申請やテナントの構築を行うプロジェクトメンバーとテナント内の計算資源やストレージなどを利用するテナント利用者に分かれる。

2 プロジェクトメンバーの利用資格を有する者は、次に掲げるものとする。

(1) 研究所の身分を持つもの。

(2) 支払責任者が研究所に資する研究を遂行するために必要な作業を行うと認められた者。

(3) 部長が情報統合本部の運営上必要と認められた者。

3 テナント利用者の利用資格は、支払責任者がプロジェクトを遂行する上で必要であると認められたもので、支払責任者の責任で与えられる。

(利用負担金)

第5条 サービスについて、「情報統合本部が提供する情報システムサービスに係る利用負担金の取扱いについて」(平成30年通達第99号)に基づき利用負担金を設定する。

(利用承認)

第6条 第3条の利用申込みを受け付け、部長が利用を認めたときは、これを承認し、承認されたプロジェクトのプロジェクト番号を支払責任者に通知するものとする。

(プロジェクト番号の有効期間)

第7条 前条のプロジェクト番号の具体的な有効期限は別に定める。

(テナントの管理)

第8条 支払責任者は、テナントのセキュリティを確保し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 支払責任者は、プロジェクトメンバーとテナント利用者の目的外利用や不正利用の防止に努めなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、システムの利用に当たっては、本規約を遵守し、手順に従わなければならない。

(施設・設備等の利用)

第10条 利用者は、システムの利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、第2条に規定する利用目的の範囲内において、情報統合本部情報システム部(以下「システム部」という。)の施設、設備及び物品を使用することができる。

(届出)

第11条 プロジェクトメンバーは、プロジェクトの有効期間内において登録情報(所属やメールアドレス)に変更が生じたときは、速やかに部長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第12条 利用者は次の各号の一に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第2条に規定する利用目的以外にシステムを利用すること。
- (2) 第6条における利用承認を受けた内容以外でシステムを利用すること。
- (3) 研究所の情報セキュリティ対策規程、情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順に反すること。

- (4) その他法令、社会慣行に反する行為、又は公序良俗に反する行為。
- (5) その他本システムの運営を妨げるような行為。

(利用承認の取消等)

第13条 部長は、本システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者は前項の指示に従わない場合及び次の各号の一に該当したときは、部長は本システムの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

- (1) 第4条の利用資格を喪失したとき。
- (2) 第8条におけるテナント管理が不十分なとき。
- (3) 第12条に規定する禁止事項に抵触したとき。
- (4) 研究所から要請があったとき。

(結果の帰属)

第14条 利用者が主体的に本システムを利用して得られた結果の帰属は、利用者が所属する機関の定めるところに従うものとする。

(利用成果への記載)

第15条 利用者は、本システムの利用が重要な位置を占める研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に研究所の所属及び本システムを利用した旨を可能であれば明記すること。

(秘密保持)

第16条 システム部は、本システムの利用に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報（各種コード、データや利用者が特定されるシステムログなど。）を厳格に取扱い、本システムの運用上の目的以外には利用してはならない。

2 システム部は、利用者や研究内容が特定されないよう加工した利用者サポート情報や運用データ（システムを運転・運用したことによって機械的に生成されるデータ）を発表などに利用できるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、施設・設備・本システム等の利用において、利用者の故意または重過失によって施設・設備・本システム等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの規約及び許可条件に違反したことにより研究所に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(利用における注意事項)

第18条 研究所の故意または重過失がないシステム利用において、利用者が損害を被った場合、利用者がその他本システムに関連して損害を被った場合又は利用者が第三者に損害を与えた場合について、研究所は一切の責任及び負担を負わない。

2 本システム及び付属する施設・設備・機器等の故障等において、研究所の故意または重過失がない場合、予定していた利用時間が減少、又は本システムを利用できなかったことに伴い利用者に被害が発生した場合において、研究所は一切の責任及び負担を負わない。

3 安全保障輸出管理の対象となる、利用者が行う技術の提供及び人を対象とする生命科学・医化学系研究の実施など審査対象となる研究については、利用者が責任をもって管理することとし、情報統合本部は当該規制への違反等に関しては、一切の責任を負わない。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本システムの利用や運用に関し必要な事項は別に定める。